

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

| 目次                                      | ページ |
|---|-----|
| <b>告 示</b>                              |     |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (総務部総務課)         | 49  |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課) | 50  |
| ○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)             | 50  |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) | 52  |
| <b>公 表</b>                              |     |
| ○水防法による洪水浸水想定区域の指定…………… (維持管理防災課)       | 61  |
| <b>総合振興局告示及び振興局告示</b>                   |     |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)……………             | 61  |
| ○特定調達契約に係る入札の公告……………                    | 62  |
| <b>道病院事業管理規程</b>                        |     |
| ○北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程……………            | 64  |
| ○北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程……………           | 64  |
| <b>道監査委員公表</b>                          |     |
| ○監査公表第2号……………                           | 65  |
| ○監査公表第3号……………                           | 65  |
| <b>道教育庁教育局告示</b>                        |     |
| ○特定調達契約に係る資格に関する公示……………                 | 65  |
| ○特定調達契約に係る入札の公告……………                    | 66  |

## 告 示

### 北海道告示第168号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成31年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 北海道庁本庁舎等で使用する電力
- ア 予定契約電力 1,670 kW

|                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| イ 年間予定使用電力量                 | 4,649,000 kWh   |
| (2) 北海道庁指定庁舎等で使用する電力 (業務用A) |                 |
| ア 業務用電力 (一般)                |                 |
| (ア) 基本料金                    | 3,006 kW        |
| (イ) 電力量料金                   | 5,959,300 kWh   |
| イ 業務用電力 (平日休日別)             |                 |
| (ア) 基本料金                    | 2,360 kW        |
| (イ) 電力量料金 (平日)              | 4,823,100 kWh   |
| (ウ) 電力量料金 (休日)              | 1,337,000 kWh   |
| ウ 業務用電力 (時間帯別)              |                 |
| (ア) 基本料金                    | 37 kW           |
| (イ) 電力量料金 (昼間)              | 22,100 kWh      |
| (ウ) 電力量料金 (夜間)              | 19,900 kWh      |
| (3) 北海道庁指定庁舎等で使用する電力 (業務用B) |                 |
| ア 業務用電力 (一般)                |                 |
| (ア) 基本料金                    | 590 kW          |
| (イ) 電力量料金                   | 2,155,600 kWh   |
| イ 業務用電力 (平日休日別)             |                 |
| (ア) 基本料金                    | 877 kW          |
| (イ) 電力量料金 (平日)              | 2,455,700 kWh   |
| (ウ) 電力量料金 (休日)              | 1,132,100 kWh   |
| 2 落札を決定した日                  | 平成31年1月18日      |
| 3 落札者の氏名及び住所                |                 |
| (1) 氏 名                     | 北海道電力株式会社       |
| (2) 住 所                     | 札幌市中央区大通東1丁目2番地 |
| 4 落札金額                      |                 |
| (1) 1の(1)のア                 | 531.72円         |
| (2) 1の(1)のイ                 | 18.12円          |
| (3) 1の(2)のアの(ア)             | 703.08円         |
| (4) 1の(2)のアの(イ)             | 18.12円          |
| (5) 1の(2)のイの(ア)             | 914.00円         |
| (6) 1の(2)のイの(イ)             | 15.99円          |
| (7) 1の(2)のイの(ウ)             | 14.98円          |
| (8) 1の(2)のウの(ア)             | 703.80円         |

- (9) 1の(2)のウの(イ) 20.56円
- (10) 1の(2)のウの(ウ) 14.45円
- (11) 1の(3)のアの(ア) 937.72円
- (12) 1の(3)のアの(イ) 18.12円
- (13) 1の(3)のイの(ア) 1,219.03円
- (14) 1の(3)のイの(イ) 15.99円
- (15) 1の(3)のイの(ウ) 14.98円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年11月30日付け北海道告示第756号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総務部総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

**北海道告示第169号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成31年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第170号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

- 発電所の沢川（Ⅰ-51-0240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌市大字留萌村字ニイナシナイ、字ブイタウシナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
衛生センターの沢川（Ⅰ-51-0270）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌市大字留萌村字エラウシナイ、字ペンケベサン（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
衛生センターの裏沢川（Ⅰ-51-0280）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌市大字留萌村字エラウシナイ、字ペンケベサン（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
カモイワ1の沢川（Ⅰ-51-0450）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌市大字留萌村字マサリベツ、字カモイワ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
緑ヶ丘団地の沢川（Ⅱ-51-0250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌市緑ヶ丘町2丁目、大字留萌村字アイトシナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
8線右1の沢川（Ⅱ-51-0260）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌市潮静4丁目、大字留萌村字エラウシナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
川沿2号1の沢川（Ⅱ-51-0390）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌市大字留萌村字留萌原野11線、字川上、字留萌、字エトウエンベツ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
川沿2号2の沢川（Ⅱ-51-0400）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌市大字留萌村字留萌原野11線、字川上、字エトウエンベツ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
カモイワ2の沢川（Ⅱ-51-0460）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌市大字留萌村字カモイワ、字マサリベツ、字キナシチャナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
川沿2号3の沢川（Ⅲ-51-006）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌市大字留萌村、字エトウエンベツ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
広富1の沢川（Ⅰ-51-0820）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿広富、字鬼鹿秀浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
広富2の沢川（Ⅰ-51-0830）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿広富（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
第一栄2の沢川（Ⅱ-52-0140）

(2) 土砂災害警戒区域の表示  
苫前郡初山別村字栄（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
有明沢川（Ⅱ-52-0150）

(2) 土砂災害警戒区域の表示  
苫前郡初山別村字栄、字有明（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
札幌平岸3条18丁目（Ⅰ-0-H17-0005）

(2) 土砂災害警戒区域の表示  
札幌市豊平区平岸3条18丁目、平岸4条18丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
留萌大和田町3（Ⅰ-5-22-2239）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌市大字留萌村字留萌、字エトウエンベツ（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
留萌大和田町8（Ⅰ-5-24-2241）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌市大字留萌村字ベンケベサン（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
留萌大和田町10（Ⅰ-5-26-2243）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌市大字留萌村字エラウシナイ、字ベンケベサン（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
留萌大和田町（Ⅰ-5-27-2244）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌市大和田1丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
留萌南町2丁目2（Ⅰ-5-39-2256）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌市緑ヶ丘町1丁目、南町1丁目、南町2丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

|  |  |
|--|--|
| <p>留萌潮静町3丁目（I-5-40-2257）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市潮静3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌浜中町2（I-5-41-2258）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市浜中町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌見晴町5丁目1（I-5-42-2259）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市見晴町4丁目、見晴町5丁目、見晴町6丁目、沖見町6丁目、平和台1丁目、平和台2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌見晴町5丁目2（I-5-43-2260）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市見晴町3丁目、見晴町4丁目、見晴町5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌千鳥町（I-5-48-2265）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p> | <p>留萌市千鳥町4丁目、大字留萌村字留萌原野5線（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌泉町1丁目1（I-5-51-2268）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市住之江町3丁目、住之江町4丁目、泉町1丁目、泉町2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌千鳥町4丁目4（I-5-119-3111）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市千鳥町4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌大和田町2（II-5-20-1601）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市大字留萌村字留萌原野12線（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌大和田町5（II-5-21-1602）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市大字留萌村字留萌原野11線、字川上（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p> |
|--|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌大和田町11 (Ⅱ-5-22-1603)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市大字留萌村字川上、字留萌、字エトウエンベツ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌大和田3丁目1 (Ⅱ-5-23-1604)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市大和田3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌大和田3丁目2 (Ⅱ-5-24-1605)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市大和田3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌大和田1丁目 (Ⅱ-5-25-1606)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市大和田1丁目、大和田3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> | <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌潮静町4丁目2 (Ⅱ-5-30-1611)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市潮静4丁目、大字留萌村字エラウシナイ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌潮静町4丁目3 (Ⅱ-5-31-1612)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市潮静4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌潮静町4丁目4 (Ⅱ-5-32-1613)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市潮静4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌潮静町4丁目5 (Ⅱ-5-33-1614)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市潮静4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌沖見町6丁目1 (Ⅱ-5-38-1619)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p> |
|---|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>留萌市沖見町6丁目、平和台1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌沖見町6丁目2（Ⅱ-5-39-1620）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市沖見町6丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌千鳥町4丁目1（Ⅱ-5-41-1622）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市千鳥町4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌千鳥町4丁目2（Ⅱ-5-42-1623）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市千鳥町4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌千鳥町4丁目5（Ⅱ-5-43-1624）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市千鳥町4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> | <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌カモイワ2（Ⅱ-5-46-1627）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市大字留萌村字カモイワ、字マサリベツ、字キナシチャナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌カモイワ3（Ⅱ-5-47-1628）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市大字留萌村、字カモイワ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌カモイワ4（Ⅱ-5-48-1629）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市大字留萌村字カモイワ、字キナシチャナイ、字マサリベツ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌カモイワ6（Ⅱ-5-49-1630）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市大字留萌村字カモイワ、字キナシチャナイ、字マサリベツ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p> |
|---|--|

|  |  |
|--|--|
| <p>留萌大和田町14（Ⅲ－5－10－584）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市大字留萌村字エラウシナイ、字ペンケベサン（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌大和田町15（Ⅲ－5－11－585）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市潮静4丁目、大字留萌村字エラウシナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌潮静町4丁目1（Ⅲ－5－12－586）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市潮静4丁目、大字留萌村字エラウシナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌カモイワ1（Ⅲ－5－13－587）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市大字留萌村、字カモイワ、字キナチャウシナイ、字留萌原野4線（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌カモイワ5（Ⅲ－5－14－588）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p> | <p>留萌市大字留萌村、字カモイワ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>大和田の沢川（Ⅱ－51－0290）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市大和田1丁目、大和田3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>霊苑右の沢川（Ⅱ－51－0300）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市大字留萌村字留萌原野10線、字留萌原野11線、字川上、字ペンケベサン（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>小平秀浦3（Ⅰ－5－80－2297）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌郡小平町字鬼鹿秀浦（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>小平広富1（Ⅰ－5－81－2298）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌郡小平町字鬼鹿広富（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p> |
|--|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>小平広富2 (I-5-82-2299)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌郡小平町字鬼鹿広富 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>小平広富5 (I-5-83-2300)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌郡小平町字鬼鹿広富 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>小平秀浦1 (II-5-75-1656)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌郡小平町字鬼鹿秀浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>小平秀浦2 (II-5-76-1657)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌郡小平町字鬼鹿秀浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> | <p>45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>小平秀浦4 (II-5-77-1658)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌郡小平町字鬼鹿秀浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>小平秀浦5 (II-5-78-1659)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌郡小平町字鬼鹿秀浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>小平秀浦6 (II-5-79-1660)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌郡小平町字鬼鹿秀浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>小平広富3 (II-5-80-1661)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌郡小平町字鬼鹿広富 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>小平広富4 (II-5-81-1662)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>留萌郡小平町字鬼鹿広富（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>初山別有明（Ⅱ－５－135－1716）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>苫前郡初山別村字有明（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>初山別栄（Ⅱ－５－136－1717）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>苫前郡初山別村字栄（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>東山の沢川（Ⅱ－52－0160）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>苫前郡初山別村字有明（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>札幌月寒西2条4丁目2（Ⅰ－0－103－103）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>札幌市豊平区月寒西1条3丁目、月寒西2条4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> | <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>札幌月寒西2条4丁目1（Ⅰ－0－102－102）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>札幌市豊平区月寒西2条4丁目、月寒西3条4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>札幌美園12条8丁目（Ⅱ－0－47－47）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>札幌市豊平区美園12条8丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>札幌月寒西4条6丁目（Ⅰ－0－101－101）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>札幌市豊平区月寒西4条6丁目、月寒西5条6丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>札幌月寒西5条6丁目（Ⅱ－0－H17－002）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>札幌市豊平区月寒西5条6丁目、月寒西5条7丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p> |
|---|---|

|  |  |
|--|--|
| <p>札幌平岸7条13丁目（I-0-H17-0003）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>札幌市豊平区平岸7条13丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>札幌平岸8条13丁目2（II-0-48-48）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>札幌市豊平区平岸8条12丁目、平岸8条13丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>札幌月寒西5条10丁目（I-0-104-104）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>札幌市豊平区月寒西5条10丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>札幌平岸8条13丁目1（I-0-555-2973）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>札幌市豊平区平岸8条13丁目、月寒西5条10丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>札幌西岡2条1丁目1（I-0-105-105）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>札幌市豊平区西岡2条1丁目（次の図のとおり）</p> | <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>札幌西岡2条1丁目2（I-0-106-106）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>札幌市豊平区西岡2条1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>札幌平岸6条17丁目（I-0-554-2972）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>札幌市豊平区平岸5条15丁目、平岸6条16丁目、平岸6条17丁目、平岸7条16丁目、平岸7条17丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>札幌平岸4条16丁目（I-0-99-99）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>札幌市豊平区平岸4条15丁目、平岸4条16丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>札幌平岸2条17丁目（I-0-95-95）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>札幌市豊平区平岸1条18丁目、平岸2条17丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> |
|--|--|

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
札幌平岸2条17丁目1 (I-0-H17-0004)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
札幌市豊平区平岸2条17丁目、平岸2条18丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
札幌平岸1条18丁目 (II-0-46-46)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
札幌市豊平区平岸1条18丁目、平岸1条19丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
札幌平岸2条18丁目1 (I-0-96-96)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
札幌市豊平区平岸1条18丁目、平岸2条18丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
札幌平岸2条18丁目2 (I-0-97-97)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
札幌市豊平区平岸2条18丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 札幌西岡1条7丁目 (I-0-107-107)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
札幌市豊平区西岡、西岡1条7丁目、西岡1条8丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
札幌西岡1条8丁目 (I-0-556-2974)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
札幌市豊平区西岡1条8丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
札幌福住1条8丁目 (I-0-559-2977)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
札幌市豊平区福住1条8丁目、福住1条9丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
札幌西岡4条9丁目2 (I-0-109-109)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
札幌市豊平区西岡4条9丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
札幌福住2条11丁目 (I-0-H17-0006)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
札幌市豊平区福住2条10丁目、福住2条11丁目 (次の図のとおり)

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第5号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年3月12日

北海道後志総合振興局長 勝木 雅嗣

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）及び調達予定数量

(1) モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

(2) 調達台数及び調達予定数量

|                    |           |         |
|--------------------|-----------|---------|
| ア 複写機の賃貸借（商工労働観光課） | 1台及び1月当たり | 8,102枚  |
| イ 複写機の賃貸借（農村振興課）   | 1台及び1月当たり | 20,978枚 |
| ウ 複写機の賃貸借（林務課）     | 1台及び1月当たり | 6,225枚  |

2 落札を決定した日

平成31年2月28日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(2)のア

ア 氏名 有限会社平和事務機  
イ 住所 虻田郡倶知安町北3条東2丁目

(2) 1の(2)のイ及びウ

ア 氏名 有限会社日進堂  
イ 住所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目

4 落札金額

(1) 1の(2)のア

|        |       |         |
|--------|-------|---------|
| ア 基本料金 |       | 16,000円 |
| イ 複写料金 | 1枚当たり | 3.3円    |

(2) 1の(2)のイ

|        |       |         |
|--------|-------|---------|
| ア 基本料金 |       | 31,000円 |
| イ 複写料金 | 1枚当たり | 2.9円    |

(3) 1の(2)のウ

|        |       |         |
|--------|-------|---------|
| ア 基本料金 |       | 31,000円 |
| イ 複写料金 | 1枚当たり | 3.0円    |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
札幌西岡4条10丁目（I-0-558-2976）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
札幌市豊平区西岡4条10丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
札幌西岡2条11丁目（I-0-557-2975）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
札幌市豊平区西岡2条11丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

平成31年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

水 系 名 河川名 関 覧 場 所  
一級河川天塩川 辺乙部川 北海道上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課及び士別出張所

- 6 一般競争入札の公告  
平成31年2月1日付け北海道後志総合振興局告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道後志総合振興局総務課  
(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

#### 北海道胆振総合振興局告示第26号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成31年3月12日

北海道胆振総合振興局長 山 口 修 司

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
- (1) 乗用自動車の賃貸借その1 9台分 一式  
(2) 乗用自動車の賃貸借その2 1台分 一式  
(3) 乗用自動車の賃貸借その3 5台分 一式  
(4) 乗用自動車の賃貸借その4 3台分 一式  
(5) 乗用自動車の賃貸借その5 1台分 一式  
(6) 乗用自動車の賃貸借その6 2台分 一式  
(7) 乗用自動車の賃貸借その7 1台分 一式  
(8) 乗用自動車の賃貸借その8 1台分 一式
- 2 落札を決定した日  
平成31年2月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)、(4)及び(6)から(8)まで
- ア 氏 名 日立キャピタルオートリース株式会社  
イ 住 所 東京都港区西新橋一丁目3番1号
- (2) 1の(2)
- ア 氏 名 北海道リース株式会社  
イ 住 所 札幌市中央区南1条西10丁目3番地
- (3) 1の(3)
- ア 氏 名 トヨタカラーラ苦小牧株式会社  
イ 住 所 苦小牧市柳町4丁目6番32号
- (4) 1の(5)
- ア 氏 名 北海道自動車リース株式会社  
イ 住 所 札幌市白石区本通14丁目南5番15号
- 4 落札金額

- (1) 271,188円  
(2) 32,400円  
(3) 133,920円  
(4) 89,100円  
(5) 39,636円  
(6) 81,648円  
(7) 29,160円  
(8) 29,160円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告  
平成31年1月8日付け北海道胆振総合振興局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道胆振総合振興局総務課  
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

#### 北海道渡島総合振興局告示第51号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。  
平成31年3月12日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
- ア 名 称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 一式
- イ 調達台数及び調達予定数量
- (ア) 1台及び1月当たり カラー160枚、モノクロ10枚（函館建設管理部松前出張所）  
(イ) 1台及び1月当たり カラー1,320枚、モノクロ360枚（函館建設管理部八雲出張所）  
(ウ) 1台及び1月当たり 70枚（函館建設管理部江差出張所）  
(エ) 1台及び1月当たり 80枚（函館建設管理部奥尻出張所）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成31年7月1日から平成36年6月30日まで  
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成31年3月12日（火）から同年4月8日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 平成31年4月23日（火）午後2時（送付による場合は、同月22日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項  
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- |             |            |    |
|-------------|------------|----|
| (1)ア 名称及び数量 | 複写機等の賃貸借契約 | 4台 |
| イ 予定時期      | 平成31年4月頃   |    |
| (2)ア 名称及び数量 | 複写機等の賃貸借契約 | 1台 |
| イ 予定時期      | 平成31年7月頃   |    |
| (3)ア 名称及び数量 | 複写機等の賃貸借契約 | 1台 |
| イ 予定時期      | 平成31年12月頃  |    |
| (4)ア 名称及び数量 | 複写機等の賃貸借契約 | 1台 |
| イ 予定時期      | 平成32年1月頃   |    |
- (1)から(4)までについて、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。  
また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。  
有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9608

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
  - a Lease of copying machine (color copier) No.1 1 set
  - b Lease of copying machine (color copier) No.2 1 set
  - c Lease of copying machine No.3 1 set
  - d Lease of copying machine No.4 1 set
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., April 23, 2019  
(If mailed, bids must arrive no later than April 22, 2019)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan  
Phone : 0138-47-9608

**道 病 院 事 業 管 理 規 程**

北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月12日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

**北海道病院事業管理規程第1号**

北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程

北海道道立病院局組織規程（平成29年北海道病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第3の(1)の事項主任の項の次に次のように加える。

|           |  |
|-----------|--|
| 指導主任社会福祉士 | 上司の命を受け、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）で定める担任の専門的業務に従事するとともに、主任社会福祉士等の指導等に関する事務に従事する。 |
|-----------|--|

|             |  |
|-------------|--|
| 主任社会福祉士     | 上司の命を受け、社会福祉士及び介護福祉士法で定める担任の専門的業務に従事する。                                      |
| 指導主任精神保健福祉士 | 上司の命を受け、精神保健福祉法（平成9年法律第131号）で定める担任の専門的業務に従事するとともに、主任精神保健福祉士等の指導等に関する事務に従事する。 |
| 主任精神保健福祉士   | 上司の命を受け、精神保健福祉法で定める担任の専門的業務に従事する。  |
| 指導主任公認心理師   | 上司の命を受け、公認心理師法（平成27年法律第68号）で定める担任の専門的業務に従事するとともに、主任公認心理師等の指導等に関する事務に従事する。    |
| 主任公認心理師     | 上司の命を受け、公認心理師法で定める担任の専門的業務に従事する。   |

別表第3の(2)の事項保育士の項の次に次のように加える。

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 社会福祉士   | 上司の命を受け、社会福祉士及び介護福祉士法で定める担任の業務に従事する。 |
| 精神保健福祉士 | 上司の命を受け、精神保健福祉法で定める担任の業務に従事する。       |
| 公認心理師   | 上司の命を受け、公認心理師法で定める担任の業務に従事する。        |

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月12日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

**北海道病院事業管理規程第2号**

北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道病院事業職員給与規程（平成29年北海道病院事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第5条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の初任給、昇格、昇給等の基準）

第5条 社会福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師（以下「社会福祉士等」という。）である職員の初任給、昇格、昇給等の基準の適用については、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）第2条第10号中「人事委員会が別に定める」とあるのは「管理者が別に定める」とする。

第15条第2項第1号中「2万円」を「2万1,000円」に改め、同項第2号中「7,200円」を「7,400円」に改め、同項第3号中「4,200円」を「4,400円」に改める。

別表第1のA行政職給料表等級別基準職務表中

|    |                              |      |
|----|------------------------------|------|
| 1級 | 定型的な業務を行う職務                  | を    |
| 1級 | 1 定型的な業務を行う職務<br>2 社会福祉士等の職務 | に改め、 |

同表中

|    |   |      |
|----|---|------|
| 2級 | 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務                            | を    |
| 2級 | 1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務<br>2 特に困難な業務を行う社会福祉士等の職務 | に改め、 |

同表中

|    |  |      |
|----|--|------|
| 3級 | 主任の職務                                      | を    |
| 3級 | 1 主任の職務<br>2 主任社会福祉士、主任精神保健福祉士又は主任公認心理師の職務 | に改め、 |

同表中

|    |   |       |
|----|---|-------|
| 4級 | 1 主査又は係長の職務<br>2 専門主任の職務                                      | を     |
| 4級 | 1 主査の職務<br>2 専門主任の職務<br>3 指導主任社会福祉士、指導主任精神保健福祉士又は指導主任公認心理師の職務 | に改める。 |

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第15条第2項の改正規定は、平成30年4月1日から適用する。

### 道 監 査 委 員 公 表

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成31年2月13日毛利節包括外部監査人から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成31年3月12日

北海道監査委員 長 尾 信 秀  
北海道監査委員 須 田 靖 子  
北海道監査委員 東 陽 一  
北海道監査委員 渡 邊 直 樹

#### 監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成28年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成31年3月12日

北海道監査委員 長 尾 信 秀  
北海道監査委員 須 田 靖 子  
北海道監査委員 東 陽 一  
北海道監査委員 渡 邊 直 樹

### 道 教 育 庁 教 育 局 告 示

#### 北海道教育庁後志教育局告示第26号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月12日

北海道教育庁後志教育局長 原 光 宏

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成31年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成31年3月12日に一般競争入札の公告を行う後志管内道立学校で使用する電力の需給契約
- (2) 資 格 後志管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 物 品 等 の 種 類 電力

## 2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧(6,000ボルト以上)電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

## 3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

## 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成31年3月12日(火)から同年4月9日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ(<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>)においてダウンロードすることができる。

- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

## 6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電 話 番 号 0136-23-1979

## 北海道教育庁後志教育局告示第27号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成31年3月12日

北海道教育庁後志教育局長 原 光 宏

## 1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量  
後志管内道立学校で使用する電力  
ア 基本料金(契約電力1kW当たりの単価)  
ア) 平成31年7月から平成32年3月まで 15校16か所 合計 1,294 kW  
イ) 平成32年4月から同年6月まで 14校15か所 合計 1,224 kW  
イ 電力量料金(使用電力量1kWh当たりの単価) 15校16か所 合計 3,292,585 kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで。ただし、小樽商業高等学校は平成32年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

平成31年北海道教育庁後志教育局告示第26号に規定する後志管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

## 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成31年4月22日（月）午前10時（送付による場合は、同月19日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsuyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

#### 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額。）が最低である者を落札者とする。

#### 8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。単価は、小数点以下第2位までとする。

イ 平成31年10月1日以後に引渡しを受けた物品に対する契約金額等について、変更契約等を行う予定である。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

イ 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

ウ 電話番号 0136-23-1979

#### 10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Shiribeshi Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract from July 2019 to march 2020 : 1,294 kW

b A basic charge per kW, The estimated electricity contract from April 2020 to June 2020 : 1,224 kW

c A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,292,585 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 22, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 19, 2019)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan

Phone : 0136-23-1979